

1 認定特定非営利活動法人制度の概要

認定特定非営利活動法人制度は、特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」といいます。）への寄附を促すことにより、NPO 法人の活動を支援するために税制上設けられた措置として、NPO 法人のうち一定の要件を満たす法人について、都道府県又は政令指定都市の長（以下「所轄庁」といいます。）が認定を行う制度です。

（1） 認定特定非営利活動法人とは

認定特定非営利活動法人とは、NPO 法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき（3）の基準に適合したものとして、所轄庁の認定を受けた NPO 法人（以下「認定 NPO 法人」といいます。）をいいます（法 2③、44①）。

（2） 特例認定特定非営利活動法人^(※)とは

特例認定特定非営利活動法人とは、設立後 5 年以内の NPO 法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき（3）の基準（①を除く。）に適合したものとして、所轄庁の特例認定を受けた NPO 法人（以下「特例認定 NPO 法人」といいます。）をいいます（法 2④、58①）。

※ 本制度は平成 23 年の法改正で導入されましたが、平成 28 年の法改正により、「仮認定 NPO 法人」から「特例認定 NPO 法人」に名称が改めされました。

（3） 認定の基準

認定 NPO 法人や特例認定 NPO 法人になるためには、次の基準に適合する必要があります（法 45、法 59）。

- ① パブリックサポートテスト^(※)に適合すること（特例認定 NPO 法人は除きます。）
- ② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること
- ③ 運営組織及び経理が適切であること
- ④ 事業活動の内容が適正であること
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること
- ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
- ⑧ 設立の日から 1 年を超える期間が経過していること

※ パブリックサポートテスト（PST）とは、広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準です。

（注）上記の基準を満たしていても、（4）の欠格事由（法 47）に該当する NPO 法人は、認定（特例認定）を受けることはできません。

（4） 欠格事由

次のいずれかの欠格事由に該当する NPO 法人は認定等を受けることができません（法 47）。

- ① 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人
 - イ 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があつた日以前 1 年内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しない者
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなつた日から 5 年を経過しない者
 - ハ 法、暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ニ 暴力団の構成員等

- ② 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない法人
- ③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人
- ④ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過していない法人
- ⑤ 国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から 3 年を経過しない法人
- ⑥ 暴力団、又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

(5) 認定等の有効期間等

認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して 5 年となります（法 51①）。

特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して 3 年となります（法 60）。

なお、認定の有効期間の満了後、引き続き、認定 NPO 法人として特定非営利活動を行おうとする認定 NPO 法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（特例認定の有効期間の更新はありません。）（法 51②、61 一）。

2 認定 NPO 法人等のメリットと義務

認定 NPO 法人や特例認定 NPO 法人になると、以下の税制上の措置を受けられるほか、報告義務や罰則もあります。

(1) 認定 NPO 法人等が得られる税制上の特例措置

認定 NPO 法人等の税制優遇は、基本は個人や法人が認定 NPO 法人等に対して行った寄附が税金から控除できる「寄附金控除」の対象となる、相続した財産が相続税の課税対象に算入されないといった「寄附金税制の優遇措置」です。寄附者にとっては納める税が減る特典があります。認定 NPO 法人そのものには、収益事業の収益を非収益事業に使用した場合は課税対象とならない「みなし寄附金制度」があります。

① 寄附者に対する税制上の措置

イ 個人が寄附した場合

個人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、特定寄附金に該当し、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます（措法 41 の 18 の 2①②）。また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定 NPO 法人等に個人が寄附した場合、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます（地税法 37 の 2①三・四、314 の 7①三・四）。

ロ 個人が現物資産を寄附した場合

個人が認定 NPO 法人等に対し、土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合のみなし譲渡所得税について、その寄附財産を基金に組み入れる方法により管理するなどの一定の要件を満たす場合、国税庁長官の非課税承認又は不承認の決定が申請から一定期間内に行われなかったときに自動的に承認があったものとみなされます。また、非課税措置の適用を受けた寄附資産について、基金に組み入れて管理し、その後買い換えた資産を当該基金の中で管理する等の一定の要件を満たす場合には、国税庁長官へ必要書類を提出することで、引き続き非課税措置の適用を受けることができます（措法 40）。

ハ 法人が寄附した場合

法人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に

関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（措法 66 の 11 の 2②）。

ニ 相続人等が相続財産等を寄附した場合（特例認定 NPO 法人は適用されません。）

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定 NPO 法人に対し、その認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません（措法 70⑩）。

② 認定 NPO 法人のみなし寄附金制度（特例認定 NPO 法人は適用されません。）

認定 NPO 法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます（措法 66 の 11 の 2①）。

(2) 認定 NPO 法人等に課せられる義務

NPO 法人制度は情報の公開を信用の根幹としています。認定 NPO 法人制度も同様に情報を公開することにより、社会から信用を得ることを制度の主旨としています。したがって通常 NPO 法人に課せられる情報公開義務に加えて、それ以上の情報を公開することが義務として課せられます。

認定 NPO 法人等は NPO 法人に課せられる義務に加えて、認定を受ける際に所轄庁に提出した書類や、役員報酬や職員給与にかかる規程等を事務所に備え置き、特別な理由がある場合を除き、全ての希望者に閲覧させなければなりません（法 54）。

また、NPO 法人の事業報告書等の他に、役員報酬や職員報酬にかかる規程等の書類を所轄庁に提出しなければなりません。

県外に従たる事務所を置いている場合は、その事務所を置く都道府県知事（以下「関係知事」といいます。）に対しても同様の書類を提出しなければなりません。それらの提出された書類は所轄庁で公開されます（法 55、法 56）。

なお、書類の提出を怠った場合等には過料などの行政処分を受けることがあります。

○認定と特例認定の違い

	認定	特例認定
要件	8つの要件（2 頁）をすべて満たしている	パブリックサポートテスト以外の 7つの要件を満たしている
対象	法人設立後 1 年を経過したすべての NPO 法人	法人設立後 1 年を経過し、かつ法人設立後 5 年以内の NPO 法人
有効期間	認定の日から 5 年間	特例認定の日から 3 年間
更新	あり	なし 一度、特例認定を受けた NPO 法人は、再度特例認定の申請はできない。
税制優遇	①寄附をした個人が寄附金控除を受けられる ②寄附をした法人の損金算入限度額が拡大される ③寄附した相続財産が非課税になる ④みなし寄附金制度の適用を受けられる	①寄附をした個人が寄附金控除を受けられる ②寄附をした法人の損金算入限度額が拡大される ※③④については優遇なし

(参考) 認定NPO法人等の税制上の特例措置

認定NPO法人及び特例認定NPO法人（以下「認定NPO法人等」といいます。）にかかる税制上の特例措置とは、次の5つをいいます。

① 個人が支出した認定NPO法人等への寄附金に対する特例措置

<所得税>

個人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした場合には、特定寄附金に該当し、次の（1）又は（2）のいずれかの控除を選択適用できます（所法78②、措法41の18の2①②）。



（1）寄附金控除（所得控除）

その年中に支出した特定寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額を、その年分の総所得金額等から控除できます。

《算式》

$$\text{特定寄附金の額の合計額} - 2\text{千円} = \text{寄附金控除額}$$

（注）特定寄附金の額の合計額は、所得金額の40%相当額が限度です。

（2）認定NPO法人等寄附金特別控除（税額控除）

その年中に支出した認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額の40%相当額（所得税額の25%相当額を限度）を、その年分の所得税額から控除できます。

《算式》

$$(\text{認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額} - 2\text{千円}) \times 40\% = \text{税額控除額}$$

（注）認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額は所得金額の40%が限度です。ただし、認定NPO法人等に対する寄附金の額以外の特定寄附金の額又は公益社団法人等に対する寄附金の額がある場合には、これらの寄附金の合計額と認定NPO法人等に対する寄附金の合計額は、所得金額の40%相当額を限度とします。

なお、税額控除額は、所得税額の25%相当額が限度です。

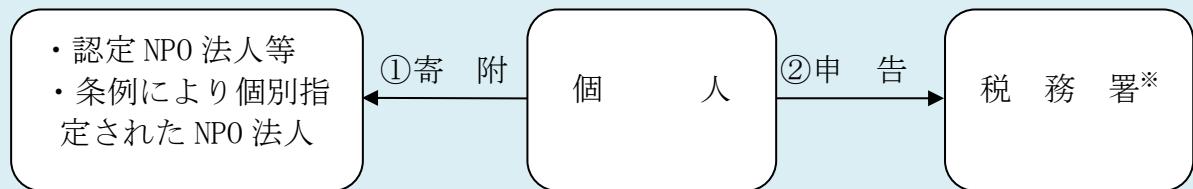
【証明書の添付又は提示等】

（1）の適用を受けるためには、寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出の際に、確定申告書に記載した特定寄附金の明細書と①特定寄附金を受領した旨（その寄附金が認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関する寄附金である旨を含みます。）②その金額及び受領年月日を認定NPO法人等が証した書類を添付又は提示する必要があります（所令262①、所規47の2③）。

（2）の適用を受けるためには、寄附金の税額控除額の計算明細書と上記①及び②を認定NPO法人等が証した書類（寄附者の氏名と住所が記載されたもの）を確定申告書に添付する必要があります（措法41の18の2③、措規19の10の4）。

<個人住民税>

認定 NPO 法人等に対する特定寄附金又は個人が NPO 法人の行う法第 2 条第 1 項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県・市区町村が条例で個別に指定した寄附金は、個人住民税の控除受けることができます（地税法 37 条の 2、314 条の 7）。



《算式》

$$(\text{寄附金}^{(注1)} - 2\text{千円}) \times 10\%^{(注2)} = \text{税額控除額}$$

(注) 1 寄附金の合計は、総所得金額等の 30%相当額が限度です。

2 条例で指定する寄附金の場合は、次の率により算出します。

・都道府県が指定した寄附金は 4%（政令指定都市在住者は 2%）

・市区町村が指定した寄附金は 6%（政令指定都市在住者は 8%）

（都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は 10%）

【寄附金税額控除に関する申告】

所得税の確定申告を行うことにより、個人住民税控除の適用も受けることができます（所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です。）。このとき、寄附先の法人から受け取った領収書などを申告書に添付することが必要です。

また、個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行っても構いません（この場合、所得税の控除は受けられません。）。

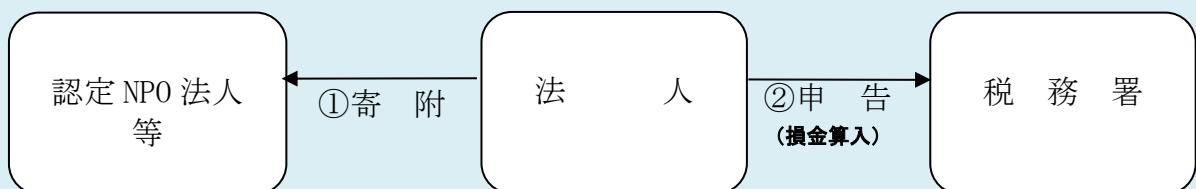
※条例で個別に指定された NPO 法人で認定 NPO 法人以外の法人への寄附金は、個人住民税の控除の対象となります。所得税の控除対象となっていないため、控除を受ける場合は、確定申告とは別に、市区町村への申告が必要となります（地税法 45 の 2 ⑤）。

どの寄附金が指定されているか等については、寄附をした方の住所地の都道府県・市区町村にお問い合わせください。

② 法人が支出した認定 NPO 法人等への寄附金に対する特例措置

法人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（法人法 37④、措法 66 の 11 の 2②）。



(一般寄附金の損金算入限度額)

損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

$$(資本金等の額 \times 0.25\% + 所得金額 \times 2.5\%) \times \frac{1}{4}$$

(特別損金算入限度額)

特別損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

$$(資本金等の額 \times 0.375\% + 所得金額 \times 6.25\%) \times \frac{1}{2}$$

（注） 事業年度が 1 年未満である場合には計算式が異なりますので、ご注意ください。

(証明書の保存等)

この特例措置の適用を受けるためには、寄附金を支出した日を含む事業年度の確定申告書にその金額を記載するとともに明細書を添付し、その寄附金が認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨をその認定 NPO 法人等が証する書類を保存しておく必要があります（法人法 37⑨、措規 22 の 12）。

③ 相続人等が認定NPO法人に寄附した相続財産等に対する特例措置

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人（特例認定NPO法人は適用されません。）に対し、その認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業に関する寄附をした場合には、その寄附をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となる場合を除き、その寄附をした財産の価額は相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。



ただし、その寄附を受けた認定NPO法人が、寄附のあった日から2年を経過した日までに認定NPO法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用されません（措法70①②⑩）。

(寄附財産の非課税)

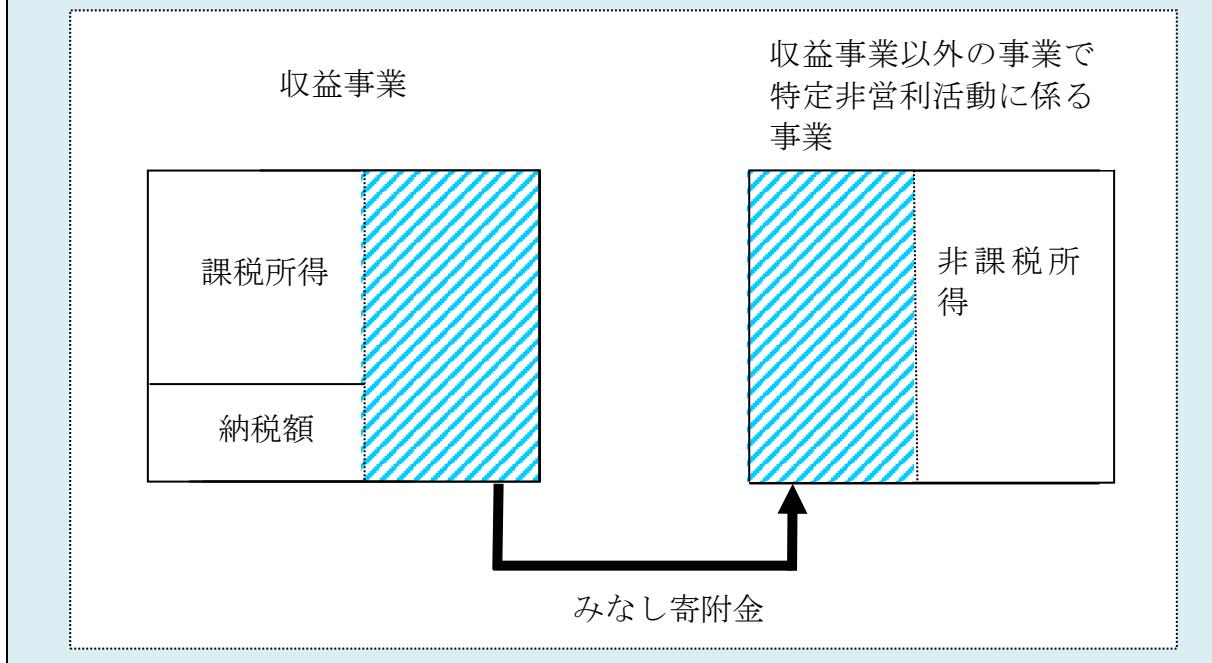
この特例措置の適用を受ける寄附をした財産は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。つまり、相続税の課税の対象とはなりません。

(証明書の添付等)

この特例措置の適用を受けるためには、相続税の申告書にこの特例措置の適用を受ける旨などを記載するとともに、その財産の寄附を受けた認定NPO法人が、①その寄附が特定非営利活動に係る事業に関する寄附である旨、②その寄附を受けた年月日及びその財産の明細、③その財産の使用目的を記載した書類を添付する必要があります（措法70⑤⑩、措規23の5）。

④ 認定 NPO 法人のみなし寄附金制度

認定 NPO 法人（特例認定 NPO 法人は適用されません）については、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するものために支出した金額はその収益事業に係る寄附金の額とみなされます（みなし寄附金）。このみなし寄附金の損金算入限度額は、所得金額の 50% 又は 200 万円のいずれか多い額までの範囲となります（法人法 37⑤、法人令 73①、法人規 22 の 4、措法 66 の 11 の 2 ①）。



《参考》認定の取消しを受けた場合の取戻し課税

認定 NPO 法人の認定が取り消された場合には、その取消しの基因となった事実が生じた日を含む事業年度以降の各事業年度のみなし寄附金の額のうち、所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額の合計額は、その法人の取消しの日を含む事業年度の収益事業（法人税法 2 十三の収益事業をいいます。）から生じた収益とみなされ、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することになります（措法 66 の 11 の 2③～⑤）。

⑤ 認定NPO法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税の非課税措置

個人が土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合には、その現物資産は寄附時の時価により譲渡があつたものとみなされ、その資産の取得時から寄附時までの値上がり益に対して、寄附した人に「みなし譲渡所得税」が課税されます。

ただし、その寄附が一定の要件を満たすときは、国税庁長官の承認を得ることで、みなし譲渡所得税が非課税となります。この非課税措置には、全てのNPO法人が対象となる「一般特例」と、認定NPO法人及び特例認定法人が対象となる「承認特例」の2つの制度があり、それぞれ承認要件などが異なります。

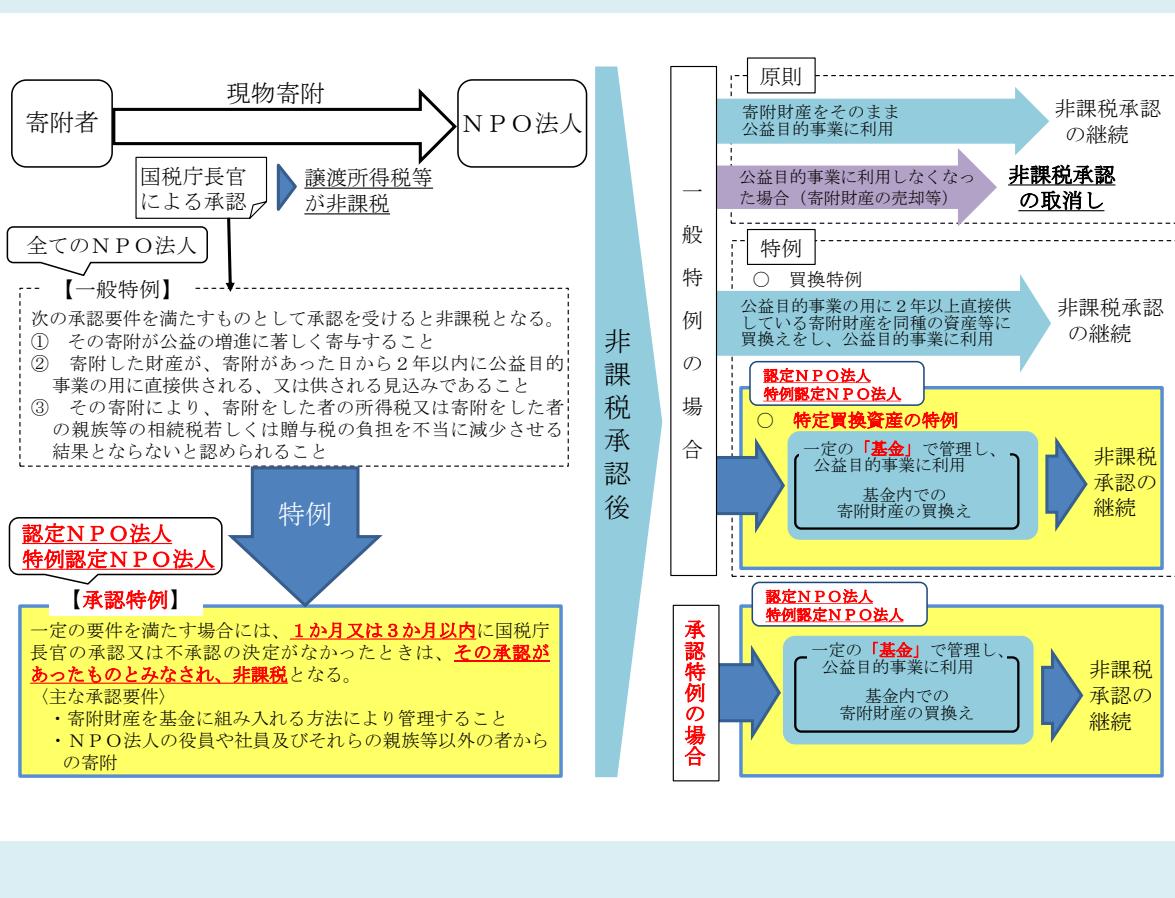
また、寄附者が寄附資産について非課税措置の適用を受けた後に、NPO法人がその適用を受けた寄附資産の買換えを行う際には、一定の要件を満たす場合、引き続き非課税措置の適用を受けることができます（「買換特例」及び「特定買換資産の特例」）。

非課税承認を受けた後であっても、例えば、寄附財産が、寄附を受けた認定NPO法人等の公益目的事業の用に直接供されなくなった場合には、国税庁長官は、その非課税承認を取り消すことができるとしてされています。

非課税承認が取り消された場合には、その取り消されることとなった事実の内容に応じ、寄附をした人又は寄附を受けた認定NPO法人等に対して、原則として、その取り消された日の属する年分の譲渡所得等として所得税が課されます。

〔措法40、措令25の17、措規18の19、平成30年3月内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号〕

※ 詳細については、内閣府NPOホームページに掲載されている「認定NPO法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税非課税承認～証明申請等の手引き～」や、国税庁ホームページに掲載されている「『租税特別措置法第40条の規定による承認申請書』の記載のしかた」等をご参照ください。



○ 税制上の措置の対象となる寄附

(個人又は法人が支出した認定 NPO 法人等への寄附金に対する特例措置)

特例措置の対象となるのは、認定 NPO 法人等に対し、認定又は特例認定の有効期間内に支出をした、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附となります。

したがって、認定又は特例認定を受けていない NPO 法人に対する寄附金や認定又は特例認定の有効期間に含まれない日に支出をした寄附金は、①～③の特例措置の対象とはなりませんのでご注意ください。

(個人が認定 NPO 法人等に寄附した現物資産に対する措置)

措置の対象となるのは、認定 NPO 法人等に対し、認定又は特例認定の有効期間内に支出をした、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する現物資産寄附となります。

ただし、非課税措置の適用を受けた後において一定の事由に該当することが判明した場合には、当該寄附資産に関する非課税承認が取り消され、その取り消された年分等の所得として、寄附者又は認定 NPO 法人等に課税されることがあります。

(相続人等が認定 NPO 法人に寄附した相続財産等に対する措置)

措置の対象となるのは、相続又は遺贈により取得した財産をその相続税の申告期限内に認定 NPO 法人に対して行った、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附となります。

ただし、その寄附を受けた認定 NPO 法人が、寄附のあった日から 2 年を経過した日までに認定 NPO 法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用がなくなります。